

広島県告示第二百七十六号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条第五項第二号の規定によつて、第二種漁港走漁港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和七年四月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所において縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

走漁港漁港管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 第二種漁港走漁港放置等禁止区域

1 本浦地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点一六までの各点を順次結んだ線及び基点一六から基点一を結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置標示角度は真北方向による。）

基準点 福山市走島町の国土地理院四等三角点「天狗山」（北緯三四度二〇分五〇秒九七〇四、東経一三三度二六分一九秒六〇七五、標高一四六・三一メートル）

基点一 基準点から二七〇度一八分五〇秒の方向八一〇・〇メートルの点
基点二 基点一から二七三度五〇分二六秒の方向二三四・四〇メートルの点
基点三 基点二から三五三度二九分三一秒の方向二八三・八六メートルの点
基点四 基点三から八三度三三分一二秒の方向六八六・四四メートルの点
基点五 基点四から一五五度〇九分五三秒の方向三九・五二メートルの点
基点六 基点五から一六九度三四分三三秒の方向三一・〇三メートルの点
基点七 基点六から一四八度四一分五〇秒の方向二九・一七メートルの点
基点八 基点七から一八六度四九分〇〇秒の方向四四・八五メートルの点
基点九 基点八から一九七度一分〇五秒の方向一一三・三五メートルの点
基点一〇 基点九から二一七度四五分一八秒の方向七四・〇八メートルの点
基点一一 基点一〇から二一一度〇四分三一秒の方向三四・三七メートルの点
基点一二 基点一一から二四三度〇三分四〇秒の方向七五・一四メートルの点
基点一三 基点一二から二六五度四二分四〇秒の方向七六・六一メートルの点
基点一四 基点一三から三〇七度四二分三六秒の方向六三・三九メートルの点
基点一五 基点一四から二一〇度三七分二八秒の方向三〇・二五メートルの点
基点一六 基点一五から二六八度三五分一九秒の方向七九・〇五メートルの点

2 唐船地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点一一までの各点を順次結んだ線及び基点一一から基点一を結んだ線

により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置標示角度は真北方向による。）

基準点 福山市走島町の国土地理院二等三角点「走島」（北緯三四度二〇分二二秒

三八五九、東経一三三度二六分三六秒一三九一、標高一七九・四一メートル）

基点一 基準点から六一度一三分四八秒の方向四七〇・〇〇メートルの点

基点二 基点一から三四度一三分四二秒の方向一四一・四三メートルの点

基点三 基点二から九六度五五分〇〇秒の方向二九一・一三メートルの点

基点四 基点三から一七六度五四分一二秒の方向四〇・〇〇メートルの点

基点五 基点四から一八五度四九分三七秒の方向四〇・〇〇メートルの点

基点六 基点五から一八一度二四分一秒の方向二三・八三メートルの点

基点七 基点六から二五八度四四分五九秒の方向一〇九・八二メートルの点

基点八 基点七から二六二度四六分一〇秒の方向五七・七九メートルの点

基点九 基点八から二六二度四七分一六秒の方向三三・一四メートルの点

基点一〇 基点九から二七五度〇九分五三秒の方向六一・八六メートルの点

基点一一 基点一〇から二八二度五〇分一八秒の方向五四・〇六メートルの点

3 浦友地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点一三までの各点を順次結んだ線及び基点一三から基点一を結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置標示角度は真北方向による。）

基準点 福山市走島町の国土地理院二等三角点「走島」（北緯三四度二〇分二二秒

三八五九、東経一三三度二六分三六秒一三九一、標高一七九・四一メートル）

基点一 基準点から二四八度三八分五九秒の方向三九六・六五メートルの点

基点二 基点一から二八度〇六分四一秒の方向七八・六四メートルの点

基点三 基点二から一八八度五三分二五秒の方向四五・四四メートルの点

基点四 基点三から二六八度五四分一七秒の方向四七・一三メートルの点

基点五 基点四から二九二度〇四分三三秒の方向一〇八・八一メートルの点

基点六 基点五から二七一度四一分〇九秒の方向一二七・五三メートルの点

基点七 基点六から七度五九分三八秒の方向六〇・二四メートルの点

基点八 基点七から三六度四五分二七秒の方向一一九・一五メートルの点

基点九 基点八から八六度五一分〇五秒の方向四四・一六メートルの点

基点一〇 基点九から九四度五一分一八秒の方向三九・五四メートルの点

基点一一 基点一〇から一一〇度五六分四一秒の方向四八・〇三メートルの点

基点一二 基点一一から一一五度五三分〇九秒の方向八一・五三メートルの点

基点一三 基点一二から一二六度一三分四四秒の方向四六・〇六メートルの点

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物